

厚岸町規則第30号

厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するための緊急支援給付金の支給に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するための緊急支援給付金の支給に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するための緊急支援給付金の支給に関する規則（令和2年厚岸町規則第29号）
- (2) 厚岸町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における生活関連事業者事業継続等支援給付金の支給に関する規則（令和2年厚岸町規則第37号）
- (3) 厚岸町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における事業継続等支援給付金の支給に関する規則（令和2年厚岸町規則第38号）
- (4) 厚岸町新型コロナウイルス感染症経営支援給付金の支給に関する規則（令和2年厚岸町規則第51号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する不正利得の返還の適用については、旧厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するための緊急支援給付金の支給に関する規則第8条、旧厚岸町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における生活関連事業者事業継続等支援給付金の支給に関する規則第8条、旧厚岸町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における事業継続等支援給付金の支給

に関する規則第7条及び旧厚岸町新型コロナウイルス感染症経営支援給付金の支給
に関する規則第8条の規定は、なおその効力を有する。